

ニセコ町都市計画審議会の公開に係る取り扱い方針

1 会議の公開

ニセコ町都市計画審議会の会議は、ニセコ町まちづくり基本条例第7条第1項第2号に基づき原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、非公開とする。

2 公開の方法

(1) 傍聴定員 10名（会場の都合により、変更になる場合がある。）

(2) 傍聴手続き

- ・ 傍聴希望者は、会議開催予定時刻の10分前までに、受付で住所氏名を記入し、事務局の許可を受けた上、その指示に従って入室する。
- ・ 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

(3) 傍聴者の遵守事項

- ・ 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対等の意向を表明することはできない。
- ・ 写真撮影、録音、録画等はやらない。
- ・ その他、会議開催中の秩序を乱し、議事を妨害することはできない。

(4) 会議の秩序維持のための措置

- ・ 会長は、傍聴者が遵守事項を守らない場合は、注意し、なおこれに従わない場合は、退場を命じることができる。

(5) 資料の配付

- ・ 資料の配付は行わない。

(6) その他

上記について、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 会議開催の周知方法

- ・ 事務局は、会議開催にあたり、概ね2週間前に掲示場、及び役場ホームページに開催日時、開催場所、審議事項、傍聴の可否等についての情報提供を行い、周知する。

4 会議記録の公開方法

- ・ 会議終了後、議事録を役場建設課に配置し、役場ホームページに掲載して、一般の閲覧に供する。ただし、非公開となった審議事項については、会議結果のみとする。
- ・ 議事録の記載内容は、次のとおりとする。

会議開催日時、場所

出席委員の氏名

議案及び審議経過（発言者氏名は削除する）